

**使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び
設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第 4 回）用事前公表資料】**

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的

第 2 節 適用範囲

第 3 節 関係法規等

第 4 節 用語の定義

第 2 章 使用施設の基準（法第 6 条第 1 号、規則第 1 4 条の 7）

第 1 節 使用施設の位置

第 2 節 使用施設の構造

第 3 節 使用施設の遮蔽

第 4 節 作業室

第 5 節 汚染検査室

第 6 節 自動表示装置

第 7 節 インターロック

第 8 節 放射化物保管設備

第 9 節 管理区域

第 1 0 節 標識

第 1 1 節 基準適用の例外

第 3 章 貯蔵施設の基準（法第 6 条第 2 号、規則第 1 4 条の 9）

第 1 節 貯蔵施設の位置

第 2 節 貯蔵室又は貯蔵箱

第 3 節 貯蔵施設の遮蔽

第 4 節 貯蔵容器

第 5 節 貯蔵施設の閉鎖設備等

第 6 節 管理区域

第 7 節 標識

第4章 廃棄施設の基準（法第6条第3号、規則第14条の11）

第1節 廃棄施設の位置

第2節 廃棄施設の構造

第3節 廃棄施設の遮蔽

第4節 排気設備

第5節 排水設備

第6節 焼却炉

第7節 固型化处理設備

第8節 保管廃棄設備

第9節 管理区域

第10節 標識

第5章 その他（法第6条第4号）

第1節 管理区域

第2節 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例

第3節 放射線障害のおそれのないこと

第6章 参考資料

※ 破線枠内の項目については、公開の意見聴取（第1回～第3回）において被規制者からの意見を聴取した事項

第1章・第2章 (略)

第3章 貯蔵施設の基準 (規則第14条の9)

本章は、法第6条第2号の規定に基づき、規則第14条の9に規定する貯蔵施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準(以下「貯蔵施設の基準」という。)に係る規則の要求事項及び審査における確認の視点を取りまとめたものである。

「貯蔵施設」とは、放射性同位元素の保管をするための容器(汚染の広がりを防止するための施設又は設備を含む。)、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合の当該容器、貯蔵室及び貯蔵箱並びにそれらに係る以下のものをいう。

- ・ 遮蔽壁その他の遮蔽物
- ・ 管理区域境界に設けるさくその他の施設
- ・ 閉鎖のための設備又は器具
- ・ その他の付帯設備等

第1節 貯蔵施設の位置 (規則第14条の9第1号)

【規制における要求事項】

規則は、貯蔵施設について使用施設と同様に地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けることを要求している。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項に規定する様式第一別紙様式イ又はロの「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」に係る記載事項のうち、「位置」及び同条第2項第3号から第5号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の9第1号の基準に適合していることを確認する。審査における確認の視点は、前章「第1節 使用施設の位置」に示すものと同様である(ただし、「使用施設」とあるのは「貯蔵施設」と読み替えるものとする。)

また、複数の貯蔵施設が設置される場合にあつて、その設置場所が異なるときは、それらの貯蔵施設ごとに確認を行う。

第2節 貯蔵室又は貯蔵箱 (規則第14条の9第2号)

【規制における要求事項】

規則は、貯蔵施設には、貯蔵室又は貯蔵箱を設けることを要求している。ただし、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、この限りでないとしている。これは、貯蔵施設又はその周辺で火災が発生した場合、その火災による貯蔵施設への影響を最小限のものとする 것을求める

ものである。

具体的には、貯蔵室を設ける場合、貯蔵室は主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること、また、貯蔵箱を設ける場合、貯蔵箱は耐火性の構造とすることを要求している。

「主要構造部等」とは、「第2章第2節 使用施設」の「3. 主要構造部等」に示す説明と同様である。また、「耐火構造」についても、「第2章第2節 使用施設」の「4. 耐火構造」に示す説明と同様である。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イの「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」に係る記載事項のうち、「貯蔵室又は貯蔵箱」又は口の「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」に係る記載事項のうち、「貯蔵室又は貯蔵箱」若しくは「貯蔵容器」並びに同条第3号から第5号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の9第2号の基準に適合していることを、下記1. から3. までに示す視点を踏まえ確認する。

また、貯蔵室、貯蔵箱及び密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管するものが複数設置される場合には、それらのすべてについて確認を行う。

1. 貯蔵施設として、貯蔵室を設置する場合

貯蔵室ごとに、その名称及び位置が正確に記載され、貯蔵室について以下の事項が示されていること

（1）貯蔵室の構造の耐火性

貯蔵室の主要構造部等が耐火構造であること及び開口部には建築基準法施行令に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けていること。

（2）貯蔵室の材料

貯蔵室ごとに、その壁、柱、床、はり、天井、階段、扉及び窓の材料がそれぞれ記載され、その耐火構造又は耐火性が示されていること。

なお、材料に係る耐火構造又は耐火性について、申請書には、「貯蔵室の構造の耐火性」又は、主要構造部等に係る「貯蔵室の材料」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様、設置方法・施工場所、機能等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていないとしない。

2. 貯蔵施設として、貯蔵箱を設置する場合

貯蔵箱ごとに、それらの設置位置、個数が記載され、個々の貯蔵箱が名称又は付番等によって適切に識別されて示されていること。

また、貯蔵箱ごとに、構造及び材料がそれぞれ記載され、その耐火性が示されていること。

3. 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合

密封された放射性同位元素ごとに、それらの保管の場所、個数が記載され、個々の容器が当該容器を内包する機器の名称又は付番等によって適切に識別されて示されていること。さらに、容器とする部分が明確に示されており、かつ、その耐火性が示されていること。

なお、容器の耐火性について、申請書には、貯蔵容器に係る「構造及び材料」の記載^(注)から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていなければならない。

また、使用又は保管の場所がプールなどの槽内にあって、水その他の液体に浸漬するもの、圧力容器又は機械装置などの殻内にあり、常温・常圧よりも厳しい環境となるもの、使用又は保管時に容器を回転、昇降などのため駆動させるもの等にあつては、当該環境又は環境の変化、動作の繰返し等に対する構造、耐火性に係る健全性が示されていること。

注： 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、様式第一別紙様式口の貯蔵容器に係る「構造及び材料」欄に、構造の耐火性を記載することを要求している（同様式（注63））。

第3節 貯蔵施設の遮蔽（規則第14条の9第3号）

（略）

第4節 貯蔵容器（規則第14条の9第4号、規則第17条第1項第1号）

【規制における要求事項】

規則第14条の9第4号は、貯蔵施設の基準として貯蔵施設には、同号イからハまでに定めるところにより、放射性同位元素を入れる容器を備えることを要求している。これは、保管する放射性同位元素の外部への漏えいを防止することを求めるものである。この容器及びその設置の状況等は、具体的に以下の基準に適合するものでなければならない。

1. 気密構造

容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。

「容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」とは、気体

状の放射性同位元素のほか、気化しやすい性状の放射性同位元素及び粉体状の放射性同位元素をいう。

2. こぼれ、浸透の防止

液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料とすること。

「液体がこぼれにくい構造」とは、具体的な例として、容器を静置した場合において転倒しにくい構造や、容器を密閉できる構造等をいう。

3. 汚染の広がりを防止するための施設又は器具

液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けること。

「亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるもの」とは、容器の落下による衝撃、転倒による打撃等により、容器が亀裂又は破損等に至るおそれのあるものであって、具体的な例として、ガラス製、陶製等の容器が該当する。また、「汚染の広がりを防止するための施設又は器具」とは、容器からの漏出が生じた場合、当該容器からの放射性同位元素を受けるためのものや、回収するためのものをいう。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イの「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」に係る記載事項のうち、「貯蔵容器」等により、規則第14条の9第4号の基準に適合していることを、下記1. から4. までに示す視点を踏まえ確認する。

また、貯蔵施設に備える容器の種類が複数ある場合や、その設置の状況等が異なるものがある場合には、それらのすべてについて確認を行う。

1. 種類及び個数

申請書に記載する「内容物の物理的性状」、「構造及び材料」及び「受皿、吸収材等」の組合せごとに容器の種類及び個数が示されていること。

また、容器の種類は、取り扱う核種並びにその物理的状態及び化学形等に適切に対応するものであり、容器の種類及び個数は、使用数量及び貯蔵能力に対応する容量を有することが示されていること。

2. 内容物の物理的性状

内容物の種類並びに物理的な性質及び状態が示されていること。

3. 構造及び材料

上記 1. 及び 2. の分類ごとに、容器の構造及び材料が示されていること。

(1) 気密な構造

容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器にあつては、その種類ごとに、当該容器の構造が気密な構造であることが示されていること。

なお、気密な構造について、申請書には、当該容器に係る「構造及び材料」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていなければならない。

また、放射性同位元素を高温又は高圧で容器に封入するなど、特殊な方式を取るものについては、容器の性能や、構造及び材質の妥当性等が示されていること。

(2) こぼれ、浸透の防止

液体状の放射性同位元素を入れる容器にあつては、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料であることが、その種類ごとに、示されていること。

なお、容器の構造及び材料について、申請書には、当該容器に係る「構造及び材料」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていなければならない。

4. 汚染の広がりを防止するための施設又は器具

液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、当該容器の容量及び内蔵する核種、数量等を考慮して、放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具が設けられ、かつ、それらの施設又は器具ごとに、その仕様、性能又は機能等が示されていること。

なお、放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具について、申請書には、当該容器に係る「受皿、吸収材等」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていなければならない。

5. その他（保管の基準における要求）

規則第 14 条の 9 第 4 号に掲げる貯蔵施設の基準は、その規定内容から「密封されていない放射性同位元素を入れる容器」への適用を想定していることは明

らかである。このため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における貯蔵容器の構造及び材料等は、許可申請における確認事項とはされないから、それらについて申請書に記載することは不要である。(注：貯蔵容器には、所定の標識を付する必要があるため、貯蔵容器に係る「種類及び個数」及び「標識を付ける箇所」の記載は必要。)しかしながら、規則第17条第1項第1号は、保管の基準(法第16条第1号の規定に基づき、規則第17条第1項に定める保管に係る技術上の基準をいう。以下同じ。)として、「放射性同位元素の保管は、容器に入れて行うこと」を規定しているところ、申請者が当該基準との対応を示すため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における貯蔵容器の構造及び材料等について申請書に記載するものについては、削除は求めず、その記載内容について特段の問題がないことを確認する。

第5節 貯蔵施設の閉鎖設備等(規則14条の9第5号)

【規制における要求事項】

規則は、貯蔵施設の外部に通ずる部分には、閉鎖のための設備又は器具を設けることを要求している。これは、貯蔵施設を閉鎖し、放射性同位元素の無断移転や盗難の防止、人の不必要な接近による放射線被ばくを抑止するなど、その保管する放射性同位元素の適正な管理を求めるものである。

「閉鎖のための設備又は器具」とは、具体的な例として、貯蔵室又は貯蔵箱を閉鎖するために当該貯蔵室又は貯蔵箱に設ける鍵等が該当する。また、貯蔵箱にあっては、貯蔵箱を設置する室等を閉鎖するためのものも該当する。さらに、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、当該容器を閉鎖するため、容器を装備する機器に設ける設備や、当該容器を装備する機器を設置する室等を閉鎖するためのものが該当する。なお、保管の基準として、貯蔵箱及び密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合におけるその容器について、放射性同位元素の保管中にみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置(例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等)を講ずることが求められている(規則第17条第1項第3号)が、このための措置が「閉鎖のための設備又は器具」と不可分なものである場合には、当該措置を含めたものとなる。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ又は口の「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」に係る記載事項のう

ち、「閉鎖のための設備又は器具」並びに同条第3号から第5号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の9第5号の基準に適合していることを、下記に示す視点を踏まえ確認する。

また、貯蔵室、貯蔵箱及び貯蔵室又は貯蔵箱を設置することに代えて密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管するものが複数設置される場合には、それらのすべてについて確認を行う。

1. 貯蔵室又は貯蔵箱

貯蔵室又は貯蔵箱を設置する場合には、当該貯蔵室又は貯蔵箱を閉鎖するための設備又は器具が設置されていることが示されていること。

なお、閉鎖のための設備又は器具について、申請書には、貯蔵室又は貯蔵箱に係る「閉鎖のための設備又は器具」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていないなければならない。

2. 耐火性の構造の容器

貯蔵室又は貯蔵箱を設置することに代えて密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その外部に通ずる部分に閉鎖のための設備又は器具が設置されていることが示されていること。

なお、閉鎖のための設備又は器具について、申請書には、当該耐火性の構造の容器に係る「閉鎖のための設備又は器具」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていないなければならない。

3. その他（保管の基準における要求）

規則第17条第1項第3号は、保管の基準として、貯蔵箱及び密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合におけるその容器について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずることを要求している。同号が求める措置は、許可申請における確認事項ではないが、申請者が当該基準との対応を示すため、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置について申請書に記載するものについては、削除は求めず、その措置内容について特段の問題がないことを確認する。また、当該措置が「閉鎖のための設備又は器具」と不可分なものである場合には、当該措置を含めて規則14条の9第5号の基準への適合性を確認する。

第6節 管理区域（規則第14条の9第6号）

【規制における要求事項】

規則は、使用施設と同様に貯蔵施設に係る管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けることを要求している。

この「柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設」には、建物自体又はその隔壁等によって人が進入できない構造となっているものも含まれる。

なお、本号に規定するもの以外の管理区域に係る要求事項は、第5章に示すとおり。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ又はロの「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」に係る記載事項のうち、「管理区域」及び「出入口」並びに同条第2項第3号から第8号までに規定する書面等により、貯蔵施設に係る管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていることが示されており、その内容が規則第14条の9第6号の基準に適合していることを確認する。

なお、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設について、申請書には、貯蔵施設に係る「管理区域」及び「出入口」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていなければならない。

第7節 標識（規則第14条の9第7号）

【規制における要求事項】

規則は、第14条の9第7号に基づく別表第一に定めるところにより、標識を付することを要求している。これは、別表第一の定めるところにより所定の標識を付すことにより、放射性同位元素について、識別、警戒、注意喚起等を図り、その適正な取扱い、管理等を求めるものである。

この標識は、具体的に下表（注：下表の内容は、法令名や法令番号等の記載を省略するなど、別表第一の内容を一部要約している。）に掲げるところにより、付さなければならない。

区分	標識	大きさ	標識を付ける箇所
貯蔵室又は貯蔵箱	放射能標識の上部に「貯蔵室」又は「貯蔵箱」の文	放射能標識は、貯蔵室にあっては半径十センチメ	貯蔵室にあってはその出入口又はその付近、貯蔵

	字、下部に「許可なくして立入りを禁ず」又は「許可なくして触れることを禁ず」の文字	一トル以上とし、貯蔵箱にあっては半径二・五センチメートル以上	箱にあってはその表面
貯蔵施設に備える容器	放射能標識の上部に「放射性同位元素」の文字並びに放射性同位元素の種類及び数量	放射能標識は、半径二・五センチメートル以上	容器の表面
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようするための施設	放射能標識の上部に「管理区域」の文字及びその真下に「(貯蔵施設)」の文字、下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字	放射能標識は、半径十センチメートル以上	管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようするための施設の出入口又はその付近

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ又はハの「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」に係る記載事項のうち、「貯蔵室又は貯蔵箱」、「貯蔵容器」及び「管理区域」のそれぞれにおける「標識を付ける箇所」並びに「出入口」並びに同条第2項第3号から第5号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の9第7号の基準に適合していることを、下記1. から5. までに示す視点を踏まえ確認する。なお、貯蔵箱や貯蔵施設の出入口を多数設置すること等により、標識を付すべき箇所が多数に及ぶ場合は、標識を付する箇所を明示する一覧表等の添付を求め、標識を付する箇所の欠落がないことをそれらの書類等により確認する。

1. 貯蔵室又は貯蔵箱に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一カ所ごとに特定され、かつ、不足なく標識が付されることが示されていること。

注： 「標識を付する箇所が適切に選定」とは、標識を付する箇所が別表第一に示す場所に適合する場所を選定することはもとより、視認を妨げる支障物がなく、視認が困難な暗所、高所又は低所ではなく、人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定することという。

2. 貯蔵施設に備える容器に付する標識

貯蔵施設に備える容器の表面に所定の標識が付されることが示されていること。

3. 管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようするための施設に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一カ所ごとに特定され、かつ、不足なく標識が付されることが示されていること。

注： 「標識を付する箇所が適切に選定」とは、上記1. の注記と同じ内容に加え、標識を付すべき箇所が広大な面又は範囲等に及ぶ場合には、当該面又は範囲等に通じる通路の有無や、人の視野や動線を考慮して標識の設置場所を選定することをいう。

第4章 廃棄施設の基準(規則第14条の11)

本章は、法第6条第3号の規定に基づき、規則第14条の11に規定する廃棄施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準(以下「廃棄施設の基準」という。)に係る規則の要求事項及び審査における確認の視点を取りまとめたものである。

「廃棄施設」とは、排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、焼却炉、固型化処理設備及び保管廃棄設備並びにそれらに係る以下のものをいう。

- ・ 遮蔽壁その他の遮蔽物
- ・ 管理区域境界に設けるさくその他の施設
- ・ その他の付帯設備等

第1節 廃棄施設の位置(規則第14条の11第1項第1号)

【規制における要求事項】

規則は、廃棄施設について使用施設と同様に地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けることを要求している。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハの「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「位置」及び同条第2項第3号から第5号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の11第1号の基準に適合していることを確認する。審査における確認の視点は、第1章「第1節 使用施設の位置」に示すものと同様である（ただし、「使用施設」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。）。

また、複数の廃棄施設が設置される場合にあつて、その設置場所が異なるときは、それらの廃棄施設ごとに確認を行う。

第2節 廃棄施設の構造（規則第14条の11第1項第2号）

【規制における要求事項】

規則は、廃棄施設の主要構造部等は耐火構造とし又は不燃材料で造ることを要求している。これは、廃棄施設又はその周辺で火災が発生した場合、その火災による使用施設への影響を最小限のものとするを求めるものである。

「主要構造部」、「耐火構造」及び「不燃材料」とは、第2章「第2節 使用施設の構造」に示す説明と同様である。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハの「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「主要構造部等」並びに同条第2項第3号から第5号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の11第1項第2号の基準に適合していることを確認する。審査における確認の視点は、第1章「第2節 使用施設の構造」に示すもののうち、該当する事項と同様である（ただし、「使用施設」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。）。

また、複数の廃棄施設が設置される場合にあつて、その設置場所が異なるときは、それらの廃棄施設ごとに確認を行う。

第3節 廃棄施設の遮蔽（規則第14条の11第1項第3号）

第4節 排気設備（規則第14条の11第1項第4号）

第5節 排水設備（規則第14条の11第1項第5号）

（略）

第6節 焼却炉（規則第14条の11第1項第6号）

【規制における要求事項】

規則は、放射性同位元素等を焼却する場合には、焼却炉を設けるほか、規則第

14条の11第4号の基準に適合する排気設備、規則第14条の7第1項第4号の基準に適合する廃棄作業室及び規則第14条の7第1項第5号の基準に適合する汚染検査室を設けることを要求している。

これは、放射性同位元素等を適正に処理し、焼却することができる設備の設置等を求めるものである。

焼却炉は、具体的に以下の基準に適合するものでなければならない。

1. 焼却炉の構造

焼却炉は、気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造とし、排気設備に連結された構造とすること。

2. 焼却残渣の搬出口

焼却炉の焼却残渣の搬出口は、廃棄作業室に連結すること。

「廃棄作業室に連結」とは、焼却炉の焼却残渣の搬出口は廃棄作業室内に設けることを求めるものであり、焼却炉そのものが廃棄作業室内に設置される場合には、焼却残渣の搬出口は同室内に開口する構造とすることを求めるものである。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イの「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「焼却炉」、「廃棄作業室」、「汚染検査室」及び「出入口」並びに同条第2項第3号から第6号までと第7号及び第8号に規定する書面等により、その内容が規則第14条の11第1項第6号の基準に適合していることを、下記1. から6. までに示す視点を踏まえ確認する。

なお、近年の審査の実例においては、トリチウム、炭素14、りん32、りん33、硫黄35又はカルシウム45を含む可燃性・流動性のある液体シンチレータ廃液又は放射性同位元素等の規制に関する法律関係法令に基づき行われる測定の際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液（以下「液体シンチレータ廃液」という。）を焼却するために市販されている焼却炉に係るものがほとんどであり、他の用途の焼却炉に係るものはほぼ認められないことから、以下では液体シンチレータ廃液（助燃剤を含む。）を焼却する焼却炉に係る確認の視点を示す。

1. 焼却炉の構造

(1) 焼却物の種類

焼却物の種類ごとに焼却物に含まれる核種が示されていること。

(2) 焼却の方法

焼却温度及び蒸し焼きにするか否かなどの焼却の方式が焼却物の種類ごとに示されていること。

(3) 熱源及び炉室容積

焼却炉の熱源及び炉室容積が示されていること。

(4) 構造及び材料

焼却炉の構造及び材料が示されていること。また、上記(1)から(3)までの申請書記載事項を踏まえ、焼却炉は気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造であること及び排気設備に連結された構造であることが示されていること。

2. 焼却残渣の搬出口

焼却炉の焼却残渣の搬出口は、廃棄作業室内に設けられていることが示されていること。また、焼却炉から排水がある場合には、これを回収して処理する方法又は焼却炉から排水設備に導く系統構成等が具体的に示されていること。

3. 排気設備への連結

焼却炉からの排気を排気設備に導く系統構成等が具体的に示されており、焼却炉が排気設備に連結されていることが示されていること。

また、焼却炉のために専用の排気設備が設けられる場合には、当該排気設備が規則第14条の11第4号の基準に適合するものであることが示されていること(その具体的な確認の視点は、「第4節 排気設備」と同様である。)

4. 廃棄作業室

焼却炉の設置に伴って廃棄作業室が設けられ、当該廃棄作業室が規則第14条の7第1項第4号の基準に適合していることについて、以下の事項を確認する。

(1) 廃棄作業室の構造

①突起物、くぼみ

申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、廃棄作業室の構造として不必要な突起物及びくぼみが設けられていないことが示されていること。

②すきま

仕上材の目地等のすきまの有無及びその処理状況が示されていること。

(2) 廃棄作業室の表面材料等

①表面材料

廃棄作業室ごとに、その床、腰壁、壁、天井、流し及びその他の表面材

料がそれぞれ記載され、それらの表面は平滑であり、申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料により仕上げられていることが示されていること。

なお、表面材料等の効果又は性能等について、申請書には、作業室に係る「表面材料等」の記載から判断できる場合を除き、その仕様、施工方法・場所、性能等に係る図面又は説明書が添付され、必要な説明等が示されていないなければならない。

②床面積及び室の容積

廃棄作業室ごとに、床面積及び室の容積が正しく記載されていること。

(3) 廃棄作業室のフード等の排気設備への連結

①排気設備への連結状況

廃棄作業室内に設置するフード等は、そのすべてについて記載され、個数、設置場所、排気設備との連結状況が適切に示されていること。

②廃棄作業室の排気

作業室内に設ける排気口について、排気設備との連結状況が示されていること。

5. 汚染検査室

焼却炉の設置に伴って汚染検査室が設けられ、当該汚染検査室が規則第14条の7第1項第5号の基準に適合していることについて、以下の事項を確認する。

また、使用施設に係る汚染検査室を焼却炉に係る汚染検査室として兼用する場合には、当該汚染検査室が焼却炉に対応する汚染検査室として必要な機能等を具備していることを確認する。

(1) 汚染検査室の設置場所

汚染検査室の設置場所について、人が通常出入りする廃棄施設の出入口や放射線業務従事者の動線との関連性が示されており、かつ、申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、汚染の検査を行うのに適した場所であることが示されていること。

(2) 汚染検査室の構造及び表面材料等

①汚染検査室の構造

イ 突起物、くぼみ

申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、汚染検査室の構造として不必要な突起物及びくぼみが設けられていないことが示されていること。

ロ すきま

仕上材の目地等のすきまの有無及びその処理状況が示されていること。

②汚染検査室の表面材料

汚染検査室ごとに、その床、腰壁、壁、天井、流し及びその他の表面材料がそれぞれ記載され、それらの表面は平滑であり、申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料により仕上げられていることが示されていること。

なお、表面材料等の効果又は性能等について、申請書には、汚染検査室に係る「表面材料」の記載から判断できる場合を除き、その仕様、施工方法・場所、性能等に係る図面又は説明書が添付され、必要な説明等が示されていないなければならない。

(3) 洗浄及び更衣設備の設置、汚染の検査及び除去に必要な器材の整備

①洗浄設備

申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、必要な洗浄設備が設けられていることが示されていること。

②更衣設備

申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況及び廃棄施設の規模や当該廃棄施設に立ち入る者の人員規模等に照らし、必要な更衣設備が設けられていることが示されていること。

③汚染検査用の放射線測定器

申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、廃棄施設に立ち入った者の汚染検査を適切に実施するために必要な性能及び精度を有する放射線測定器を備え、かつ、当該廃棄施設に立ち入る者の人員規模等に対応する放射線測定器の種類及び台数を備えることが示されていること。

④汚染の除去に必要な器材

申請に係る放射性同位元素等を焼却した後の残渣の取扱状況に照らし、廃棄施設に立ち入った者について汚染が認められた場合に、これを除去するために必要な器材が整備されていることが示されていること。

(4) 洗浄設備の排水設備への連結

汚染検査室内に設置する洗浄設備は、排水設備との連結状況が適切に示されていること。

(5) 汚染検査室の排水

汚染検査室内に流し又は排水口を設ける場合には、排水設備との連結状況

が適切に示されていること。

6. 液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理に係る旧科学技術庁通知への対応

液体シンチレーター廃液（助燃剤を含む。）を焼却するための焼却炉は、旧原子力安全委員会における検討を基に取りまとめられた「液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理について（平成11年6月1日付け科学技術庁原子力安全局放射線安全課通知）」の趣旨を踏まえたものであることが望ましいことから、申請に係る焼却炉に関し、別記3に掲げる事項との対応※が示されていることを確認する。

※ 別記3に掲げる事項には、上記1. から3. までに示した事項と一部重複しているものがある。

第7節 固型化処理設備（規則第14条の11第1項第7号）

【規制における要求事項】

規則は、放射性同位元素等を固型化材料に固型化する場合には、固型化処理設備を設けるほか、規則第14条の11第4号の基準に適合する排気設備、規則第14条の7第1項第4号の基準に適合する廃棄作業室及び規則第14条の7第1項第5号の基準に適合する汚染検査室を設けることを要求している。

これは、放射性同位元素等を適正に処理し、固型化することができる設備の設置等を求めるものである。

「固型化処理設備」とは、粉碎装置、圧縮装置、混合装置、詰込装置等放射性同位元素等をコンクリートその他の固型化材料により固型化する設備をいう（規則第1条第7号）。

固型化処理設備は、具体的に以下の基準に適合するものでなければならない。

1. 固型化処理設備の構造

固型化処理設備、放射性同位元素等が漏れ又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくい構造とすること。

2. 固型化処理設備の材料等

固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。構造とし、排気設備に連結された構造とすること。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イの「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「固型化処理

設備」、「廃棄作業室」、「汚染検査室」及び「出入口」並びに同条第2項第3号から第6号までと第7号及び第8号に規定する書面等により、その内容が規則第14条の11第1項第7号の基準に適合していることを確認する。

なお、固型化処理設備は審査の実例が少ないことから、具体的な確認の視点は、本ガイドでは示さない。

第8節 保管廃棄設備（規則第14条の11第1項第8号）

【規制における要求事項】

規則は、放射性同位元素等を保管廃棄する場合（規則第19条第1項第13号ニの規定により保管廃棄する場合を除く。）には、保管廃棄設備を設けることを要求している。これは、放射性同位元素等を適正に保管廃棄することができる設備の設置等を求めるものである。

この保管廃棄設備は、具体的に以下の基準に適合するものでなければならない。

1. 保管廃棄設備の構造

保管廃棄設備は、外部と区画された構造とすること。

「外部と区画された構造」とは、具体的な例として、保管廃棄設備として供する独立の建物の内部、建物の壁、扉又は柵により区切られた屋内の一定の区域、屋内に設置されるピット、保管庫（ただし、その開口部等に扉又は蓋等を有する構造ものに限り、開口部等が常時開放されている構造のものを除く。）を設置する場合は、当該ピット及び保管庫の外郭の構造がこれに該当する。

2. 閉鎖のための設備又は器具

保管廃棄設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

3. 保管廃棄容器

保管廃棄設備には、耐火性の構造で、かつ、貯蔵施設に係る技術上の基準として掲げる規則第14条の9第4号の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射性汚染物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときはこの限りでない。

「容器に入れることが著しく困難」とは、具体的な例として、放射性汚染物の外形形状が一般的に保管廃棄容器として供し得るものよりも大型のものであって、分割又は分解することを考慮した構造となっていないものや、被ばく又は放射性汚染の管理上の観点等から、これを分割又は分解して容器に封入すること

が合理的でないものが該当する。なお、廃棄施設に係る技術上の基準として明確な要求はないが、容器に封入しない状態で保管廃棄をするものについては、当該保管状態における防火又は耐火性についての考慮が必要である。

また「汚染の広がりを防止するための特別の措置」とは、保管廃棄する物から放射性汚染が広がらないようにするための措置をいうが、これは単に保管廃棄する物の外側をシート等で覆うといった措置に限定されるものではなく、保管廃棄する物に含まれる核種、数量、表面汚染の程度及びその表面からの拡散又は内部からの漏出の可能性等に応じて、具体的、かつ、必要な措置内容が定められていなければならない。具体的な例としては、保管廃棄しようとする物について、保管廃棄に移行する以前に洗浄又は拭取りにより内外面の放射性汚染を除去することや、薬品などにより内外の表面を化学処理するといった措置を講ずること、また、保管廃棄を行う場所等に汚染の広がりを防ぐための内張（ライニング）、ピット、堰等の設備を設けるといった措置などが挙げられる。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハの「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「廃棄の方法」（ただし、様式ロについては「廃棄の方法」に係る記載欄はなし）、「保管廃棄設備」及び「出入口」並びに同条第2項第3号から第6号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の11第1項第8号)に適合していることを、下記1. から3. までに示す視点を踏まえ確認する。

1. 保管廃棄設備の構造

(1) 構造及び材料

保管廃棄設備の構造及び材料が示されていること。また、保管廃棄設備は保管廃棄する放射性同位元素等に対して必要な容量を有することが示されていること。なお、保管廃棄設備は、屋内に設置されることが望ましいが、屋外に設置するものにあつては、その構造が想定される気候等の屋外環境による影響を考慮したものであることが示されていること。

本号ハのただし書の規定に基づき、容器に入れることが著しく困難な大型機械等の放射性汚染物の保管廃棄をする場合には、保管廃棄設備は当該放射性汚染物の保管廃棄をするために十分な容量を有することが示されていること。また、その場合にあつては、申請者が汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずること及びその措置内容が示されていること。さらに、汚染の広がりを防止するための特別の措置の一環として、保管廃棄を行う場所等に内張（ライニング）、ピット、堰等の設備を設けるときは、それらの構造及び材料が示されていること。

(2) 外部との区画状況

保管廃棄設備は、外部と区画された構造であることが示されていること。

2. 閉鎖のための設備又は器具

保管廃棄設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けられていることが示されていること。

3. 保管廃棄容器

(1) 種類及び個数

申請書に記載する「内容物の物理的性状」、「構造及び材料」及び「受皿、吸収材等」の組合せごとに容器の種類及び個数が示されていること。

また、容器の種類は、取り扱う核種並びにその物理的状態及び化学形等に適切に対応するものであり、容器の種類及び個数は保管廃棄しようとする物の量及び保管廃棄設備の容量に対応する容量を有することが示されていること。

(2) 内容物の物理的性状

保管廃棄する物の種類並びに物理的な性質及び状態が示されていること。

(3) 構造及び材料

保管廃棄容器は耐火性の構造であることが示されていること。また、容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる場合や、液体状の放射性同位元素を入れる場合には、その保管廃棄容器は規則第14条の9第4号の基準（貯蔵施設に備える容器）に適合するものであることが示されていること（同号への基準適合性に係る具体的な確認の視点は、「第3章 貯蔵施設の基準」の「第4節 貯蔵容器」の「3. 構造及び材料」及び「4. 汚染の広がりを防止するための施設又は器具」に示すとおり。）。

さらに、保管廃棄容器がプールなどの水中又はピットなどの孔内に置かれる場合や、屋外の保管廃棄設備に置かれる場合等には、当該保管廃棄容器の構造及び材料が、温度、湿度、圧力、腐食等の周囲の環境による影響を考慮したものであることが示されていること

第9節 管理区域（規則第14条の11第1項第9号）

【規制における要求事項】

規則は、使用施設と同様に廃棄施設に係る管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けることを要求している。

この「柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設」には、建物自体又はその壁等によって人が進入できない構造となっているものも含まれる。

なお、本号に規定するもの以外の管理区域に係る要求事項は、第5章に示すとおり。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハの「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「管理区域」及び「出入口」並びに同条第2項第3号から第8号までに規定する書面等により、廃棄施設に係る管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていることが示されており、その内容が規則第14条の11第1項第9号の基準に適合していることを確認する。

なお、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設について、申請書には、廃棄施設に係る「管理区域」及び「出入口」の記載から判断できる場合を除き、その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていないなければならない。

第10節 標識（規則第14条の11第1項第10号）

【規制における要求事項】

規則は、第14条の11第1項第9号に基づく別表第一に定めるところにより、標識を付することを要求している。これは、別表第一の定めるところにより所定の標識を付し、放射性同位元素について、警戒、注意喚起、識別等を図り、その適正な取扱い、管理等を求めるものである。

この標識は、具体的には下表（注：下表の内容は、法令名や法令番号等の記載を省略するなど、別表第一の内容を一部要約している。）に掲げるところにより、付さなければならない。

区分	標識	大きさ	標識を付ける箇所
排水設備	放射能標識の上部に「排水設備」の文字を、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」又は「許可なくして触れることを禁ず」の文字。ただし、排水管に付け	放射能標識は、排水浄化槽にあっては半径十センチメートル以上、排液処理装置にあっては半径五センチメートル以上とし、放射能表示は、赤紫部分	放射能標識については排水浄化槽の表面又はその付近（排水浄化槽が埋没している場合には、当該埋没箇所の真上又はその付近の地上）及び排液処

	る標識は、日本産業規格による放射能表示。	の幅を二センチメートル以上、かつ、黄部分の幅をその二分の一、青部分の幅をその二倍とする。	理装置、放射能表示については地上に露出する排水管の部分の表面
排気設備	放射能標識の上部に「排気設備」の文字、下部に「許可なくして触れることを禁ず」の文字。ただし、排水管に付ける標識は、日本産業規格による放射能表示。	放射能標識は、半径五センチメートル以上とし、放射能表示は、赤紫部分の幅を二センチメートル以上、かつ、黄部分の幅をその二分の一、白部分の幅をその二倍とする。	放射能標識については排気口又はその付近及び排気浄化装置、放射能表示については排気管の表面
廃棄作業室	放射能標識の上部に「廃棄作業室」の文字	放射能標識は、半径十センチメートル以上	廃棄作業室の出入口又はその付近
汚染検査室	衛生指導標識の下部に「汚染検査室」の文字	白十字の長さは、十二センチメートル以上	汚染検査室の出入口又はその付近
保管廃棄設備	放射能標識の上部に「保管廃棄設備」の文字。下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字	放射能標識は、半径十センチメートル以上	保管廃棄設備の外部に通ずる部分又はその付近
保管廃棄設備に備える容器	放射能標識の上部に「放射性廃棄物」の文字	放射能標識は、半径二・五センチメートル以上	容器の表面
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らな	放射能標識の上部に「管理区域」の文字及びその真下に「(廃棄施	放射能標識は、半径十センチメートル以上	管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らな

いようするため の施設	設)」の文字、下部 に「許可なくして 立入りを禁ず」の 文字		いようするため の施設の出入口 又はその付近
----------------	---	--	------------------------------

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別紙様式第1中別紙様式イからハまでのうち、下記に示す記載事項及び同条第2項第3号から第5号までに規定する書面等により、その内容が規則第14条の11第1項第10号の基準に適合していることを、下記1. から4. までに示す視点を踏まえ確認する。なお、廃棄施設が大規模である場合や、廃棄作業室や廃棄施設の出入口を多数設置すること等により、標識を付すべき箇所が多数に及ぶ場合は、標識を付する箇所を明示する一覧表等の申請書への添付を求め、標識を付する箇所の欠落がないことをそれらの書類等により確認する。

・別紙様式イ

「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「排気浄化装置」、「排気管」、「排気口」、「排水管」、「排水浄化槽」、「排液処理装置」、「廃棄作業室」、「汚染検査室」、「保管廃棄設備」、「保管廃棄容器」及び「管理区域」のそれぞれにおける「標識を付ける箇所」並びに「出入口」

・別紙様式ロ

「廃棄施設の位置、構造及び設備」に係る記載事項のうち、「保管廃棄設備」、「保管廃棄容器」及び「管理区域」のそれぞれにおける「標識を付ける箇所」並びに「出入口」

・別紙様式ハ

「廃棄施設の位置、構造及び設備」の記載事項のうち、「排気浄化装置」、「排気管」、「排気口」、「排水管」、「排水浄化槽」、「排液処理装置」、「保管廃棄設備」、「保管廃棄容器」及び「管理区域」のそれぞれにおける「標識を付ける箇所」並びに「出入口」

1. 排水設備、排気設備、廃棄作業室又は保管廃棄設備に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注1)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一カ所ごとに特定され、かつ、不足なく標識が付されることが示されていること。なお、排水管又は排気管に付する標識を付ける箇所を一カ所ごとにあらかじめ特定して示すことが困難な場合には、当該排水管又は排気管の系統及びその区間並びに標識を付ける箇所数又は標識を付す方針^(注2)等が示されて

いること。

注1： 「標識を付する箇所が適切に選定」とは、標識を付する箇所が別表第一に示す場所に適合することはもとより、視認を妨げる支障物がなく、視認が困難な暗所、高所又は低所ではなく、人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定することという。

注2： 「標識を付す方針」とは、室内若しくは人が出入りする区域において配管が露出する部分の一定間隔ごと、又は配管の水平部若しくは垂直部の一定間隔ごとに標識を付することや、配管に屈曲部を設けた場合は、当該屈曲部から一定距離の場所に標識を付することとするなどの方針をいう。

2. 汚染検査室に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一カ所ごとに特定され、かつ、不足なく標識が付されることが示されていること。

注： 「標識を付する箇所が適切に選定」とは、標識を付する箇所が別表第一に示す場所に適合することはもとより、汚染検査の確実な励行を促すよう、廃棄施設から退域するため汚染検査室に入室した者に汚染検査を実施する室であることを標示するため、同室内の人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定することをいう。

3. 保管廃棄設備に備える容器に付する標識

保管廃棄設備に備える容器の表面に所定の標識が付されることが示されていること。

4. 管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようするための施設に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が適切に付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一カ所ごとに特定され、かつ、不足なく標識が付されることが示されていること。

注： 「標識を付する箇所が適切に選定」とは、上記1. の注記と同じ内容に加え、標識を付すべき箇所が広大な面又は範囲等に及ぶ場合には、当該面又は範囲等に通じる通路の有無や、人の視野や動線を考慮して標識の設置場所を選定することをいう。

第5章 その他（法第6条第4号）

本章は、法第6条第4号の要求事項及び審査における確認の視点を取りまとめたものである。

第1節 管理区域（規則第1条第1号ほか）

【規制における要求事項】

規則は、申請者が放射線施設について同規則第1条第1号の規定に基づく管理区域を設定し、その区域管理の実施を要求している。これは、放射線施設について人が一定の線量を超える被ばくをし、又は被ばくするおそれのある場所を管理区域として設定し、その区域管理を適正に実施し、もって放射線障害の発生を防止するための礎とするものである（このため、本ガイドでは、「管理区域」による区域管理を法第6条第4号の要求事項として整理した。次節も同じ。）。

管理区域について、本号において「原子力規制委員会が定める」とする線量、濃度又は密度は、具体的には数量告示第4条において下記のとおり規定している（下記1. から4. までに示す基準を、以下「管理区域の設定基準」という。）。

1. 外部放射線に係る線量については、実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルト
2. 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が数量告示第7条に規定する空气中濃度限度の十分の一
3. 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、数量告示第8条に規定する表面密度限度の十分の一
4. 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の上記1. の実効線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の上記2. の濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度

管理区域の設定基準のうち、上記1. の基準値については、使用の頻度や各回の使用状況等が変動しやすいことを踏まえて、線量を算定する期間を3月間としたうえで、3月間につき1.3ミリシーベルトとすれば、管理区域の外側のいかなる者も1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間につき5ミリシーベルト）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量は管理区域境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1ミリシーベルト）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。

上記2. の基準値については、数量告示第7条に規定する空气中濃度限度を、

職業被ばくに適用される実効線量限度（50ミリシーベルト）と、一般公衆の特殊な状況下における線量限度（5ミリシーベルト）との比を考慮して、十分の一に設定しているものである。なお、数量告示第7条に規定する空气中濃度限度は、1週間の作業による内部被ばくを1ミリシーベルト以下に抑えれば実効線量限度（1年間につき50ミリシーベルト）を超えるおそれはないという考え方にに基づき、当該核種の吸入による実効線量が1ミリシーベルトとなる濃度として定められたものである。管理区域の設定基準においては、線量を算定する期間を3月間としていることから、3月間の平均濃度がこの十分の一を超えないものとしたものである。

上記3.の基準値については、上記1.及び上記2.の基準並びにその組合せ（上記4.の基準）により、人の被ばくに係る基本的な観点からの管理区域の設定基準として充足されるが、使用の基準及び保管の基準において、人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えないようにすることを求めていること等を踏まえ、放射線施設内の汚染の状況についても表面密度限度（その基準値としては表面密度限度の十分の一）を設けているものである。すなわち、本設定基準により、密封されていない放射性同位元素を取り扱う場所は、設定基準を超えることがないように特別な管理が実施される場合等を除き、おむね全ての場所が管理区域に該当することとなる。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハの「使用施設の位置、構造及び設備」、「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」及び「廃棄施設の位置、構造及び設備」のそれぞれに係る記載事項のうち、「出入口」及び「管理区域」並びに同条第2項第3号から第6号までに規定する書面等により、その内容が放射線施設に係る管理区域が管理区域の設定基準を基に適切に設定されていることを、下記1.から3.までに示す視点を踏まえ確認する。

1. 被ばく線量

申請に係る放射線施設について、管理区域の設定基準のうち、上記1.、上記2.若しくは上記4.の基準値を超え又は超えるおそれのある区域が管理区域として遺漏なく設定されていることが示されていること。各放射線施設に係る線量評価は、常時立入場所及び工場又は事業所の境界等に係る線量評価と同様の条件、方法により実施され、それらの評価結果に基づき管理区域が設定されていることが示されていること。

2. 汚染の状況

申請に係る密封されていない放射性同位元素等を取り扱う放射線施設について、管理区域の設定基準の上記3の基準値を超え又は超えるおそれのある区域が管理区域として遺漏なく設定されていることが示されていること。また、密封されていない放射性同位元素等を取り扱う放射線施設であって、管理区域の設定基準の上記3の基準値を超えるおそれがないとするものについて、申請書には、密封されていない放射性同位元素に係る「種類及び数量」、「物理的状态」、「化学形等」、「使用数量」、「使用の目的」、「使用の方法」、「使用の場所」又は「貯蔵容器」の記載から判断できる場合を除き、その取扱方法について説明書が添付され、必要な説明等が示されていなければならない。

3. 管理区域の範囲及び種別

管理区域の範囲及びその出入口が明確に示されており、かつ、建物若しくは居室の隔壁又はさくその他の施設により区画され、申請者が管理区域として適正に管理することができる区画が示されていること。

なお、土中、水中、天井・床下のスラブ等の区域や、放射線施設に隣接する区域を管理区域に含める場合は、その妥当性及び当該区域の管理方法に係る説明等が示されていること。

さらに管理区域について、放射線施設の種別（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の種別）が正しく設定され、示されていること、また、種別の異なる放射線施設が連結する場合や、種別の異なる放射線施設の一部又は全部の区域が重複する場合などにあつて、それらの区域をまとめて一つの管理区域とするときなど、同一の区域を種別の異なる放射線施設に係るものとして共通の管理区域とする場合には、それらの状況等が明確に示されていること。

第2節 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例（規則第22条の3）

【適用の例外】

規則第22条の3第1項は、以下の場合において、放射線発生装置に係る管理区域の全部又は一部（原子力規制委員会が定める線量、濃度及び密度を超えるおそれのない場所に限る。）を、管理区域でないものとみなすとしている。

- ・ 放射線発生装置の運転を工事、改造、修理若しくは点検等のために7日以上の期間停止する場合
- ・ 放射線発生装置を当該放射線発生装置に係る管理区域の外に移動した場合
これは、本項の要件を満たすものについては、当該管理区域を管理区域でないものとみなすことにより、管理区域に立ち入る者に係る規制の適用を除外することができるとしたものである。

上記の特例について、本項において「原子力規制委員会が定める」とする線量、濃度及び密度は、具体的には数量告示第21条において前節に記した管理区域の設定基準と同一の線量、濃度及び密度を規定している。

【確認の視点】

規則第22条の3第1項の規定の適用については、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式ハにおいて、本項の規定を適用する区域の有無を記載すること及び当該区域を規則第2条第2項第4号に掲げる書類に含めて記載することを求めており、それら等により、規則第22条の3第1項の規定に則った取扱いであることを確認する。具体的には、下記の1. から3. までに示す視点を踏まえ確認する。

1. 適用区域の特定

本項の適用を受けようとする放射線発生装置に係る管理区域又はその一部の区域が、申請書に添付された図面等により特定されていること。

2. 適用区域の状況

放射線発生装置の使用を行わない期間を7日以上確保すること又は放射線発生装置を管理区域外に移動することにより、管理区域でないとみなす区域が、管理区域の設定基準を超えるおそれのないことが示されていること。

3. 申請者の措置内容等

放射線発生装置の使用を行わない期間を7日以上所定の期間確保するための方法とその措置内容又は放射線発生装置を管理区域外に移動させるための方法とその措置内容が具体的に示されていること。

第3節 放射線障害のおそれのないこと

【規制における要求事項】

法第6条第4号は、許可申請に係る放射線施設が同条第1号から第3号までに掲げる「使用施設の基準」、「貯蔵施設の基準」及び「廃棄施設の基準」に適合するものであることのほか、当該許可申請は、その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないものであることを要求している。これは、許可申請に係る放射線施設が法第6条第1号から第3号に掲げる技術上の基準に適合するものであっても、なお、当該許可申請において放射線障害のおそれがある場合を考慮し、本法の趣旨を踏まえた総括的な規定として、放射線障害のおそれのないことを入念に確認するために設けたものである。

【確認の視点】

本号の基準に係る審査は、許可申請において放射線障害のおそれのないことを確認する。

しかしながら、許可申請に係る放射線施設が、法第6条第1号から第3号までに掲げる技術上の基準に適合するものの、当該許可申請が第4号の規定に抵触するといった状況は一般的には想定し難く、どのような許可申請の内容につき「放射線障害のおそれ」が懸念されるかということをあらかじめ示すことは困難である。

このため、確認の視点としては「放射線障害のおそれが懸念されるもの」につながる可能性があるとして想定される事項を別記4に示す。

なお、別記4に示す事項は、その例示の部分を含め、許可又は不許可の基準を直接的に示すものではない。また、確認の視点は別記4に示す事項のみに限定されるものではなく、審査の実務においては、その他の視点も併せ各許可申請の内容に応じて個別に「放射線障害のおそれのないこと」を確認するものであることに留意が必要である。

第6章 （略）

別記 1
別記 2
(略)

別記3^注

1. 焼却対象物の種類・性質及び含まれる核種

焼却対象物は、液体シンチレーター廃液及び助熱剤に限定していること。

2. 放射性同位元素の濃度

焼却する液体シンチレーター廃液中の放射性同位元素の濃度は、以下に掲げる濃度を超えないものとする。

核種	濃度 (ベクレル毎立方センチメートル)
トリチウム	37
炭素14	37
りん32	3.7
りん33	3.7
硫黄35	37
カルシウム45	3.7
放射性同位元素等の規制に関する法律関係法令に基づき行われる測定の際に採取した試料を含む液体シンチレーター廃液に含まれるその他の核種	3.7

なお、複数の核種が存在する場合には、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの上記の濃度に対する割合の和が1を超えないものとする。

3. 焼却炉の材質

腐食等による漏れや汚染を防止するため、焼却炉本体、廃ガス冷却装置、廃液タンク及び配管を含む装置の材質は、耐熱性があり、液体シンチレーター廃液及び焼却生成物に対し耐食性を有し、かつ、燃焼室等高温になる部分には耐火材を用いていること。

4. 焼却炉の構造及び性能

- (1) 気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造とすること（規則第14条の11第1項第6号イ）。
- (2) 焼却炉は排気設備に連結された構造とすること（規則第14条の11第1項第6号ロ）。

^注 別記3の内容は、「液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理について（平成11年6月1日付け科学技術庁原子力安全局放射線安全課通知）」に示す内容を、当ガイドに取り入れたものである。

- (3) 焼却残渣の搬出口は、廃棄作業室に連結すること（規則第14条の11第1項第6号ハ）。
- (4) 炉内に固形物が付着することによる異常燃焼等を防止するため、焼却炉本体及び廃ガス冷却装置等の内部に付着若しくは沈殿した物を洗浄又は除去できる構造であること。
- (5) 燃焼中連続して燃焼温度が測定できること。
- (6) 必要に応じ燃焼温度を制御するための装置を設置していること。
- (7) タンク内の残量を確認し、外部に液体が漏れることによる周囲の汚染や引火を防止するため、液体シンチレーター廃液及び助燃剤のタンクには液位計を設けていること。
- (8) タンク内の液体シンチレーター廃液及び助燃剤の温度が燃焼中に上昇するおそれがあるときには遮熱板又は冷却装置を設けていること。
- (9) 燃焼状態が安定で、かつ、不完全燃焼を起こしにくい構造であること。
 - a. 必要に応じて助燃剤による補助燃焼が行われるか、助燃剤の添加が可能な構造であること。
 - b. 液体シンチレーター廃液の滴下ノズル又は噴霧ノズル等のつまり防止対策が施されていること。
 - c. 不完全燃焼及び燃焼温度が摂氏800度以下になった場合に液体シンチレーター廃液の燃焼を停止するための自動送液停止装置を設けていること。
- (10) 点火時の引火、爆発及び汚染を防止するため、点火が安全かつ確実に行われる構造であること。
 - a. 点火の確認ができる構造であること。
 - b. 点火失敗時に、燃料の供給が停止できる機構を設けていること。
 - c. 自動点火の場合にエアパージ（空気の通気による未燃焼ガスの除去）前に点火できない機構等を設けていること。
- (11) 焼却炉を設置する部屋等の気圧を考慮し、焼却炉に安定な給気が行われる構造であること。
- (12) 焼却炉下部に受け皿を設ける等、点検又は修理時に汚染が広がりにくい構造とすること。
- (13) 爆発防止装置として次の装置を設けていること。
 - a. 点火前、燃焼終了時及び運転中の燃焼停止時に、残留ガスのエアパージができる装置
 - b. 運転中の燃焼停止時に、自動的に液体シンチレーター廃液及び補助燃料の供給が停止できる装置
 - c. その他再点火時に爆発を防止する装置

- (14) 焼却炉の構造が複雑な場合には、放散孔を必要に応じ設けていること。
- (15) 必要に応じて燃料供給管には逆火防止装置として逆止弁を設けていること。
- (16) 地震が発生した場合に送液ポンプを停止するための地震感知消炎装置を設けること。具体的には以下の性能を満たすものであること。
 - a. 100-200ガルで加振した場合に、直ちに燃料の供給を停止すること。
 - b. 地震時に落下した可燃性物質が発炎着火しない措置が講じられていること。
- (17) 焼却炉本体に地震時の転倒防止措置が講じられていること。
- (18) 焼却炉の外部から肉眼により燃烧状態を監視できる窓を設けていること。ただし、適切な火炎検知装置が設置されている場合にはこの限りでない。
- (19) 焼却炉の異常高温及び異常消炎を監視する装置を設けていること。また、必要に応じて焼却炉の異常圧力並びに廃液及び助熱剤タンクの異常高温を監視する装置を設けていること。
- (20) 燃烧時における排気中の粉塵除去のため、必要に応じ廃ガス出口に除塵装置を設けていること。
- (21) 有害物質の発生を低減化でき、高温廃ガス等による排気設備の損傷を防ぐため、廃ガスを速やかに摂氏 200 度以下に冷却する能力を有する廃ガス冷却装置を設けていること。
- (22) 焼却炉からの排水は排水設備に損傷を与えないよう、適切に冷却されること。

別記 4

1. 管理区域

(1) 管理区域の設定

管理区域の設定が不適當又は設定に疑義があるもの。

→ 第5章第1節に示す確認の視点に基づき確認する。

(例：管理区域とすべき区域を管理区域としていないなど、管理区域の設定状況が管理区域の設定基準に適合しないもの。申請者がその実務において管理区域として適切な区域管理を実施することが困難な区域を管理区域としようとしているものなど。)

(2) 規則第22条の3の適用

規則第22条の3の適用が不適當又は疑義があるもの。

→ 第5章第2節に示す確認の視点に基づき確認する。

(例：7日間以上の停止期間を確保する方法や、放射線発生装置の移動の方法などが判然としないもの。7日間の停止又は放射線発生装置の移動を行うこととしても、当該管理区域が管理区域の設定基準を超えるおそれのないことが判然としないものなど。)

2. 工場又は事業所

許可申請に係る工場又は事業所が不適當又は疑義があるもの。

→ この場合、許可申請に係る令第3条第2項の要件に適合しない可能性もあり、双方の観点から確認を行う。

(例：許可申請に係る工場又は事業所が、適當と考えられる工場又は事業所の単位ごとでなく、放射線障害防止に必要な管理（取り扱う放射性同位元素が、特定放射性同位元素である場合には、当該特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等を含む。）の確立に疑義があるものなど。)

3. 放射性同位元素の種類及び数量等

(1) 密封されていない放射性同位元素

取り扱う放射性同位元素の種類及び数量（核種、物理的状态、化学形等、年間使用数量、3月間使用数量、1日最大使用数量）が使用の目的、方法及び場所等に照らして不相応であり、不適當又は疑義があるもの。

(例：取扱いが困難又は極めて慎重な取扱いを要するものや、一般的な利用等に供されない特殊な核種、物理的状态、化学形等などの放射性同位元素を取り扱うもの。極めて大量の核種又は数量の放射性同位元素を取り扱うものなど。)

(2) 密封された放射性同位元素

取り扱う放射性同位元素の種類及び数量（核種、物理的状态、化学形等、密封の状態、1個当たりの数量及び個数、合計数量、装備機器の種類、型式及び性能）並びに機器への装備状態が使用の目的、方法及び場所等に照らして不相応であり、不適當又は疑義があるもの。

（例：極めて慎重な取扱いを要するものや、一般的な利用等に供されない特殊な核種、物理的状态、化学形等、密封の状態などの放射性同位元素を取り扱うもの。極めて大量の核種又は数量の放射性同位元素を取り扱うもの。放射性同位元素の装備の状態や、装備する機器が特殊なもの。密封の状態に疑義があるものなど。）

(3) 放射線発生装置

取り扱う放射線発生装置の種類、台数又は性能について疑義があるもの。また、取り扱う放射線発生装置が使用の目的、方法及び場所等に照らして不相応であり、不適當又は疑義があるもの。

（例：許可申請に係る放射線発生装置の種類（分類）について疑義があるもの。多数の放射線発生装置の使用をするもの。放射線発生装置の性能（性能の確認方法、諸元・定格の考え方、性能の管理、制限方法等）について疑義があるため、当該放射線発生装置で発生させる放射線の種類、エネルギー等に疑義があるもの。使用の目的、方法に対し、放射線発生装置の性能が極めて過大なものなど。）

4. 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用の目的及び方法

(1) 密封されていない放射性同位元素

使用の目的、方法が一般的なものでなく、不適當又は疑義があるもの。被ばく評価又は遮蔽評価において前提とした取扱方法と不整合又は疑義があるもの。

（例：使用の目的、方法が判然としないもの。使用の方法等が人為的な過誤を誘発するおそれの大きいもの。使用の目的、方法が人の生命、身体に危険を生じさせるおそれがあるもの。使用の目的、方法が申請者の活動内容等と符合せず、その取扱いにつき疑義があるものなど。）

(2) 密封された放射性同位元素

上記(1)のほか、放射性同位元素の位置、使用をする時間数（放射性同位元素を装備機器として又は遠隔操作等により取り扱う場合は、そのために供する機械や設備の運転管理の方法等を含む。）、放射線の照射視野、利用線すいの方向、放射線の被照射物等使用の方法が使用の目的等に照らして不相応で

あり、不適當又は疑義があるもの。使用の方法を担保又は管理する方法の合理性等に疑義があるもの。

(3) 放射線発生装置

上記(1)のほか、放射線源の位置、使用をする時間数(放射線発生装置の運転管理の方法等を含む。)、発生させた放射線を導く方法、放射線を導く経路(経路の構成方法及び管理等を含む。)、放射線の照射視野、利用線すいの方向、放射線の被照射物、放射線を照射又はビーム・ダンプする方法等使用の方法が使用の目的や放射線発生装置の種類等に照らして不相応であり、不適當又は疑義があるもの。使用の方法を担保又は管理する方法の合理性等に疑義があるもの。

5. 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用の場所

使用の場所が不適當又は疑義があるもの。

(例：使用の場所が使用施設と符合しないもの。使用の場所が識別又は特定できないもの。使用の場所が被ばく評価又は遮蔽評価において評価の条件等とした取扱方法と不整合又は疑義があるもの。使用の場所が高所又は狭隘な閉所等安全な取扱いが困難な場所であるもの。使用の場所が化学物質の発生、火災・爆発、飛来物、内部溢水等の外的な要因による影響が懸念される場所であるものなど。)

6. 放射線施設の周囲の状況

使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の周囲の状況に懸念があるもの。

(例：化学物質の発生、火災・爆発等の発生により、放射線施設に対して重大な影響を与えるおそれのある施設(工場又は事業所内に所在する他施設を含む。)等が周囲に存在するものなど。)

7. 使用施設の構造等

使用施設の形態が建築物又は居室に該当しないものであって、使用施設の構造、強度等が放射線発生装置又は放射性同位元素の安全な取扱いに関し不適當又は懸念があるもの。

(例：使用施設の構造等がその使用状況に対応するものでなく、破裂、転倒、損壊等のおそれがあり、放射線発生装置又は放射性同位元素の安全な取扱いに関し懸念があるものなど。)

8. 放射線施設の遮蔽

遮蔽に係る設備等について、その設置に関し疑義があるもの。

(例：遮蔽に係る設備について、調達が困難な材料を用いるものや、施工が困難な構造又は設置場所等であるもの。遮蔽物（遮蔽物を設けず、離隔距離を確保することにより被ばく線量の低減をするものにあつては、その離隔距離が確保される施設状況）が被ばく評価又は遮蔽評価において評価の条件等とした遮蔽の材料、構造、仕様、配置、設置場所等と不整合又は疑義があるものなど。)

9. 作業室

取り扱う密封されていない放射性同位元素の核種、数量に照らして、作業室の規模、同室内の設備等が不相応であり、不適當又は疑義があるもの。

(例：取扱いの規模等に照らして、作業室の設置室数、床面積、容積等の規模が著しく過少なもの。フード、グローブボックス等の設備類の設置状況が使用の方法又は被ばく評価等において前提とした取扱いと不相応なものなど。)

10. 汚染検査室

使用施設又は廃棄施設の規模、また当該放射線施設に出入りする人員の規模等に照らして、汚染検査室の規模、同室内の設備及びその員数等が不相応であり、不適當又は疑義があるもの。

(例：放射線施設の規模又は放射線施設に出入りする人員の規模等に照らして、汚染検査室の設置室数、床面積等の規模が著しく過少なもの。洗浄設備、更衣設備、汚染検査用の放射線測定器、汚染の除去に必要な器材の配備数が著しく過少なものなど。)

11. 貯蔵施設の構造等

(1) 構造、容量

貯蔵施設の構造等がその保管状況に照らして、不適當又は疑義があるもの。

また、貯蔵能力に照らして、貯蔵施設の構造又は容量等が不相応であり、不適當又は疑義があるもの。

(例：貯蔵室、貯蔵箱又は密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合の当該容器に係る構造等がその保管状況に対応するものでなく、破裂、転倒、損壊等のおそれがあり、放射性同位元素の保管及び安全な取扱いに関し懸念があるもの。貯蔵室又は貯蔵箱が貯蔵能力に対応する放射性同位元素を保管するために必要と考えられる容量（放射性同位元素を管理するため、温度や湿度を調節する設備を設ける必要がある場合等には、それらに必要な設備等を設置するための場所を含む。）を有する構造でないものなど。)

(2) 設置場所

貯蔵施設の設置場所が不適當又は疑義があるもの。

(例：貯蔵施設が使用施設の設置場所と接続した区域になく、放射性同位元素の使用及び保管に係る入出庫、運搬、着脱、その他の取扱いについて、安全上の懸念があるものなど。)

1 2. 貯蔵容器

貯蔵容器の種類及び個数が許可申請の内容に照らして、不整合又は疑義があるもの。保管中に爆発等の発生が懸念されるもの。

(例：貯蔵容器の種類が、使用をする核種、物理的状态、化学形等に照らして、不整合又は不足等があるもの。貯蔵容器の個数が、使用をする核種、数量及び貯蔵能力に照らして、不整合又は著しく過少なもの。化学反応等により貯蔵容器の内圧が上昇し、変形、破裂等が懸念されるものなど。)

1 3. 貯蔵能力

貯蔵能力が放射性同位元素の取扱いの状況等に照らして、不整合又は疑義があるもの。

(例：密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力については、使用をする核種と不整合のもの、使用数量に対して著しく過少なものなど。密封された放射性同位元素の貯蔵能力については、使用をする核種、数量及び個数と不整合のものなど。)

1 4. 廃棄の方法

気体状、液体状及び固体状の放射性同位元素等に係る廃棄の方法が放射性同位元素等の取扱いの状況や、廃棄施設の整備状況等に照らして、不整合又は疑義があるもの。

(例：「廃棄の方法」として示す処理又は処分を実施するために必要となる使用施設又は廃棄施設を有しないもの。「廃棄の方法」として示す処理又は処分に係る化学処理、詰替、その他の放射性同位元素等の取扱いについて、安全上の懸念があるものなど。)

1 5. 廃棄施設の構造等

廃棄施設の形態が建築物又は居室に該当しないものであって、廃棄施設の構造、強度等が放射性同位元素等の安全な取扱いに関し不適當又は懸念があるもの。

(例：廃棄施設の構造等がその取扱い状況に対応するものでなく、破裂、転倒、損壊等のおそれがあり、放射性同位元素等の安全な取扱いに関し懸念があるものなど。)

のなど。)

16. 排気浄化装置

排気浄化装置の維持、点検又は保守時における対応等に関し懸念があるもの。
(例：排気浄化装置が屋外等に設置されるものであって、当該設置場所の環境に照らして排気浄化装置の健全性維持等に懸念があるもの。排気浄化装置のろ材の交換又は再生処理に際し、当該装置の周辺において放射性汚染の発生等の懸念があるもの。排気浄化装置の構造、設置状況等が点検及び保守の実施について支障又は懸念があるものなど。)

17. 排気管

排気管の設置場所、排気設備の系統構成等に関し懸念があるもの。
(例：排気管の取り回しの状況や、設置場所に関し懸念があるもの。排気設備の系統構成（排気設備の構成・基数、系統数、系統の分離、隔離の区間又は方法等）に関し懸念があるものなど。)

18. 排気口

排気口の設置場所に関し懸念があるもの。
(例：排気口付近の周囲の状況に照らし、排気口からの排気が拡散しにくい懸念があるもの。排気口が通常人が活動する区域の直近に設置されるものなど。)

19. 排水管

排水管の設置場所、排水設備の系統構成等に関し懸念があるもの。
(例：排水管の取り回しの状況や、設置場所に関し懸念があるもの。排水設備の系統構成（排水設備の構成・基数、系統数等）に関し懸念があるもの。排水口の位置又は排液の放出先が判然としないものや、それらの状況等について懸念があるものなど。)

20. 排水浄化槽

排水浄化槽の維持、点検又は保守時における対応等に関し懸念があるもの。
(例：排水浄化槽が屋外等に設置されるものであって、当該設置場所の環境に照らして排水浄化槽の健全性維持等に懸念があるもの。排水浄化槽の構造、設置状況等が点検及び保守の実施について支障又は懸念があるもの。排水浄化槽からの排液の漏出又は溢水に対する設備又は構造等に懸念があるものなど。)

21. 排液処理装置

排液処理装置の維持、点検又は保守時における対応等に関し懸念があるもの。
(例：排液処理装置が屋外等に設置されるものであって、当該設置場所の環境に照らして排液処理装置の健全性維持等に懸念があるもの。排液処理装置のろ材の交換又は再生処理に際し、当該装置の周辺において放射性汚染の発生等の懸念があるもの。排液処理装置の構造、設置状況等が点検及び保守の実施について支障又は懸念があるものなど。)

2.2. 廃棄作業室

廃棄作業室内に設置される焼却炉及び固型化処理設備、取り扱う密封されていない放射性同位元素等の核種、数量に照らして、廃棄作業室の規模、同室内の設備等が不相応であり、不適當又は疑義があるもの。

(例：密封されていない放射性同位元素等の取扱いの規模等に照らして、廃棄作業室の設置室数、床面積、容積等の規模が著しく過少なもの。フード、グローブボックス等の設備類の設置状況が廃棄に係る密封されていない放射性同位元素等の取扱い方法又は被ばく評価等において前提とした取扱いと不相応なものなど。)

2.3. 焼却炉、固型化処理設備

焼却炉又は固型化処理設備の処理方法等に関し懸念があるもの。焼却炉又は固型化処理設備の維持、点検又は保守時における対応等に関し懸念があるもの。

(例：放射性同位元素等の処理において、火災・爆発等の発生が懸念されるもの。放射性同位元素等の処理方法が腐食等による厳しい環境にあり、焼却炉又は固型化処理設備の維持について懸念があるもの。焼却炉又は固型化処理設備の構造、設置状況等が点検及び保守の実施について支障又は懸念があるものなど。)

2.4. 保管廃棄設備

廃棄物の発生見込量（保管廃棄したものを許可廃棄業者に引き渡すこととしている場合にあっては、当該引渡しまでの期間における発生見込量）又は放射性同位元素等の取扱量等に照らして、保管廃棄設備の構造又は容量等が不相応であり、不適當又は疑義があるもの。保管廃棄するものについて、火災・爆発等の発生が懸念されるもの。保管廃棄設備内の雰囲気の不適當又は懸念されるもの。

(例：保管廃棄設備に保管廃棄しようとする廃棄物の量に照らして、必要とされる容量を有さない構造のもの。化学反応等により保管廃棄容器の内圧が上昇し、変形、破裂等が懸念されるもの。保管廃棄容器に封入することができないものであって、可燃性のもの又は火災の発生が懸念されるもの。保管廃棄設備

内が高湿、多湿等の状況にあり、保管廃棄容器（その内容物を含む。）の健全性が懸念されるもの。保管廃棄設備内に湧水、雨水、地下水等の流入が懸念されるものなど。）